

高知県地域観光振興交付金審査会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、高知県地域観光振興交付金交付要綱第21条の規定及び高知県地域観光振興交付金審査要領（以下「審査要領」という。）第3条の規定に基づき、高知県地域観光振興交付金（以下「補助金」という。）の交付に係る審査会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）について審査を行うため、高知県地域観光振興交付金外部審査会（以下「外部審査会」という。）及び高知県地域観光振興交付金内部審査会（以下「内部審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 外部審査会及び内部審査会（以下「審査会」という。）は、次の事項について審査を行い、必要な意見を添えて審査の結果を知事に提出する。

- （1） 補助事業の適格性及び妥当性
- （2） 補助事業に係る補助額の妥当性
- （3） 前各号に掲げるもののほか、補助事業の審査に関して必要な事項

（構成）

第4条 外部審査会は、次の各号に掲げる分野別に委嘱した高知県地域観光振興交付金事業外部審査員（以下「外部審査員」という。）により構成するものとする。

- （1） 観光
- （2） 経営
- （3） 経済効果

2 外部審査員は知事が委嘱し、任期は1年間とする。ただし、年度途中から委嘱する場合は、その年度の末日までとする。

3 外部審査員は別に定める「外部審査員名簿」のとおりとする。

4 内部審査会は、次の各号に掲げる職にある高知県地域観光振興交付金事業内部審査員（以下「内部審査員」という。）により構成するものとする。

- （1） 公益財団法人高知県観光コンベンション協会誘致推進本部長
- （2） 高知県観光振興スポーツ部観光政策課長
- （3） 高知県観光振興スポーツ部国際観光課長
- （4） 高知県観光振興スポーツ部観光政策課企画監（おもてなし推進担当）

（審査員の役割）

第5条 外部審査会及び内部審査員（以下「審査員」という。）は、審査要領に基づき補助事業について審査し、評価を行う。

2 審査員は、必要に応じ、補助事業について、意見を述べることができる。

(経費の支出)

第6条 知事は、予算の範囲内で、外部審査員に対し、次に掲げる経費を支払うものとする。ただし、外部審査員が辞退した場合はこの限りでない。

(1) 謝金として、1回当たり9,000円

(2) 旅費として、高知県の旅費規程に基づき計算した額

(委員長等)

第7条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、審査員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、審査会を代表する。

4 委員長は、審査事業を適正、客観的に審査するため、専門分野の知見を有する者を審査会に招聘し、助言を求めることができる。

(審査会の開催)

第8条 審査会は、審査の対象となる補助事業ごとに随時開催する。

2 審査会の定足数は、4名とする。

3 審査会は非公開とする。

(秘密を守る義務)

第9条 審査員は、審査するうえで知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(排斥)

第10条 補助事業に直接の利害関係を有する審査員は、当該補助事業の審査に加わることはできない。

(事務局)

第11条 審査会の事務局は、高知県観光振興スポーツ部地域観光課に置く。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月16日から施行する。

別表 外部審査員名簿

一般社団法人日本旅行業協会中四国支部高知地区委員会 委員長 天野三恵子
公益財団法人高知県産業振興センターものづくり地産地消・外商センター 戦略支援統括 渡部正二
株式会社モデルビレッジ 代表取締役 小松一之
高知商工会議所 専務理事 谷脇 明
特定非営利活動法人 土佐山アカデミー 事務局長 吉富慎作